

エイチ・イー・エス推進機構 会則

平成16年7月20日施行

平成17年7月 6日改正

平成21年7月 7日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、エイチ・イー・エス推進機構と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を札幌市中央区北1条西2丁目に置く。

2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、北海道環境マネジメントシステムスタンダードの認証事業及び普及啓発を行うとともに、環境マネジメントシステムの調査研究に関する事業を行い、企業等の環境経営を支援することにより本道における環境保全の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北海道環境マネジメントシステムスタンダード(以下「HES」という。)の認証事業
- (2) HESの普及、啓発事業
- (3) 環境マネジメントシステムに関する情報提供事業
- (4) 環境マネジメントシステムに関する調査、研究事業
- (5) 環境マネジメントシステムに関する研修会、講習会の開催
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 特別会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。

- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員及び特別会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会則又は規程に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び会則)

第12条 本会に、次の役員を置く。

理事 15人以上25人以内

監事 3人以内

2 理事のうち、1人を会長、1人を理事長、3人以内を副会長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、理事長、副会長は理事の互選によりこれを定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、HESの認証登録のための判定委員会に関する業務等、専門的な業務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会則及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。

(任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第20条 総会は、この会則で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第21条 通常総会は、毎年2回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 4 総会の招集は、前項に規定する書面をもってなす通知に代えて、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合においては、前項の規定による通知を発したものとみなす。

(4項 平成17年7月6日追加)

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第29条 理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催とする。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

4 第22条第4項の規定は、前項に規定する書面をもってなす通知に準用する。

(4項 平成17年7月6日追加)

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに充たる。

(定足数等)

第33条 理事会については、第24条から第27条までの規定を準用する。

第6章 顧問

(顧問)

第34条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の目的の達成に必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 3 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 4 顧問の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 本会に、特に必要がある場合は、特別顧問を置くことができる。
- 6 第3項及び第4項の規定は、特別顧問について準用する。

(5項及び6項 平成21年7月7日追加)

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第36条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第41条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第43条 この会則は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第44条 本会は、民法第68条第1項第2号、第3号及び第2項第2号の規定に該当する事由によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第45条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第46条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第47条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 会則に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第10章 補則

(委任)

第48条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、本会の設立総会で議決された日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、総会で事業計画及び予算の議決があった日から平成17年3月31日までとする。
- 5 この会則は、平成17年7月6日から施行する。
- 6 この会則は、平成21年7月7日から施行する。